

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年3月3日	信和運輸倉庫株式会社(法人番号3122001003594)代表者 石倉 正教	大阪府東大阪市新庄3-22-3	本社営業所	大阪府東大阪市新庄東4番31号	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和8年1月21日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が確認された。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業運輸安全規則第10条第1項)	0	0
令和8年3月10日	有限会社黒田運送(法人番号4160002005003)代表者 黒田 哲弘	滋賀県湖南市石部口1-5-7	本社営業所	滋賀県湖南市石部口1丁目5-7	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和8年1月16日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業運輸安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(3)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	0	0
令和8年3月10日	西濃運輸株式会社(法人番号7200001015755)代表者 高橋 智	岐阜県大垣市田口町1	神明支店営業所	兵庫県神戸市西区神出町広谷字中通555-17	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和7年11月27日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業運輸安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年3月12日	伊丹運輸株式会社(法人番号5140001047690)代表者 豊嶋 多佳子	兵庫県尼崎市神崎町5-13	次屋営業所	兵庫県尼崎市次屋1-20-7	事業停止(37日間)及び輸送施設の使用停止処分(292日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和6年12月6日及び同年12月19日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。14件の違反が認められた。(1)整備管理者の選任違反【選任なし】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、道路運送車両法第50条第1項)、(2)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号、第2号)、(3)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(4)疾病、疲労等のおそれのある業務(安全規則第3条第6項)、(5)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)点呼の実施違反【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(8)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(10)運転者等台帳【作成】(安全規則第9条の5第1項)、(11)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(12)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)、(13)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(14)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	67	67
令和8年3月13日	株式会社NEXUS INNOVATION(法人番号7140001106981)代表者 小山 加菜	兵庫県加古郡稲美町六分-1209-64	本社営業所	兵庫県加古郡稲美町六分-1209-64	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(道路交通法令違反)が過去1年以内に3件に達した。「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年3月16日	泉物流産業株式会社(法人番号5120101028403)代表者 花原 敏彰	大阪府和泉市府中町4丁目21-1-208	本社営業所	大阪府和泉市府中町4丁目21-1-208	輸送施設の使用停止処分(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和6年12月11日及び同年12月23日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号、第2号)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)点検整備記録簿等の記載違反等【記録の保存】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(5)(6)点呼の記録違反【記録】【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(9)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(10)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)、(11)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(12)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	4	4
令和8年3月24日	株式会社ケーライン(法人番号8140001077454)代表者 尾上 佳宏	兵庫県加西市繁昌町乙8番地の3	神戸営業所	兵庫県神戸市西区見津が丘3丁目15-1	輸送施設の使用停止処分(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和7年3月6日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	3	3

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年3月27日	大村賢一	兵庫県神戸市西区北別府4丁目3番地の10	本店営業所	兵庫県神戸市西区北別府4丁目4番地の12	輸送施設の使用停止処分(163日車)	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号	令和7年6月4日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反【記録】(安全規則第8条)、(6)(7)運転者等台帳【作成】【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(9)健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	17	17
令和8年3月27日	有限会社石田建設(法人番号2130002004736)代表者石田 正成	京都府与謝郡野田川町三河内204番地の3	本社営業所	京都府与謝郡野田川町三河内204番地の3	輸送施設の使用停止処分(70日車)	貨物自動車運送事業法第15条第1項第2号	令和7年6月25日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3、道路運送車両法第48条)、(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(3)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	7	7
令和8年3月30日	塚本運送株式会社(法人番号3150001001401)代表者塚本 哲夫	奈良県奈良市今市町81番地1	本社営業所	奈良県奈良市今市町81番地1	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号	令和8年3月10日、労働局からの通報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和8年3月30日	野崎運輸株式会社(法人番号3140001078762)代表者 矢達 博史	兵庫県伊丹市春日丘5丁目22番地の8	本社営業所	兵庫県伊丹市春日丘5丁目22番地の8	輸送施設の使用停止処分(130日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号	令和6年12月18日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(3)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)、(9)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	13	13